

記者発表資料
平成24年 5月28日
水産業振興課
担当者：小林、武川 (2931)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴うヒラメの出荷自粛について

平成24年5月24日に仙台湾北中部海域の定置網において漁獲されたヒラメの放射性セシウム濃度を検査した結果、下記のとおり食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に規定する食品中の放射性物質の基準を超える値が検出されたので、当分の間、仙台北中部海域（別紙参照）において、ヒラメの出荷を差し控えるよう生産者等に要請しましたのでお知らせします。

記

1 検査結果

- | | |
|--------|------------------------|
| ①採取年月日 | 平成24年5月24日 |
| ②採取場所 | 仙台湾北中部海域（東松島市浜市沖） |
| ③検査判明日 | 平成24年5月28日 |
| ④測定値 | 230ベクレル/kg（放射性セシウム合計値） |

2 出荷自粛要請内容

- | | |
|-------|------------------|
| ①対象魚 | ヒラメ |
| ②対象海域 | 仙台湾北中部海域（別紙③の海域） |

3 対応状況

- 仙台湾北中部海域で漁獲されるヒラメの出荷を行わないよう、漁業者団体及び流通関係団体に要請した。
- なお、当該漁船で水揚げされたヒラメについては、全てが検査検体とされたため流通していない。

(5月28日現在)

ヒラメ

[水揚自粛等経過]

- 1) 4月24日 ④海域 (県要請)
- 2) 5月28日 ③海域 (県要請)

